

筑前町選挙管理委員会訓令第1号

筑前町選挙管理委員会

筑前町の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する訓令を別紙のとおり定める。

令和8年6月15日

筑前町選挙管理委員会委員長 前 田 義 徳

筑前町の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式と投票機を用いて行う投票に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号。以下「法」という。）、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令（平成14年政令第19号。以下「令」という。）及び筑前町の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例（令和8年筑前町条例第17号）第4条の規定により、電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関し必要な事項を定めるものとする。

(電磁的記録式投票機の型式等の告示)

第2条 筑前町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、法第6条第2項に規定する電磁的記録式投票機の型式、構造、機能及び操作方法の告示をするときは、様式第1号により行うものとする。

(投票の電磁的記録式投票媒体に記録された投票の他の電磁的記録媒体への複写)

第3条 法第10条第1項の規定による複写は、選挙人の投票が、投票の電磁的記録媒体に記録された後、直ちに他の一の電磁的記録媒体に行わなければならない。

(公職の候補者が死亡した場合等における通知)

第4条 委員会は、令第7条第1項又は第3項の規定により死亡し、届出を却下され、又は公職の候補者たることを辞したものとみなされた者に関する表示を消除せずに電磁的記録式投票機をそのまま使用させる場合においては、その旨を投票管理者及び開票管理者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により選挙の開票の事務を選挙会の事務に併せて行う場合にあつては、選挙長）に通知しなければならない。

(公職の候補者が死亡した場合等における掲示)

第5条 令第7条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による掲示は、様式第2号により行うものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この訓令は、公布の日から施行し、同日以後その期日を告示される筑前町の議会の議員及び長の選挙について適用する。

(筑前町記号式投票に関する規定の廃止)

第2条 筑前町記号式投票に関する規程（平成17年筑前町選挙管理委員会訓令第3号）を廃止する。

様式第1号（第2条関係）

筑前町選挙管理委員会告示第 号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号）第6条第1項の規定により、筑前町の議会の議員及び長の選挙の投票に用いる電磁的記録式投票機を次のとおり指定した。

年 月 日

筑前町選挙管理委員会委員長

1 型式

2 構造

3 機能

4 操作の方法

注  
意

選挙における候補者氏名は、  
年 月 日死亡した（公職選挙法第九十一条第一  
項又は第百三条第四項の規定により候補者たることを  
辞したものとみなされた）（公職選挙法第八十六条の四  
第九項の規定により立候補の届出を却下された）ので  
ふりがな  
氏名 に対する投票は、無効となります。

年 月 日

筑前町選挙管理委員会